

基 勞 発 0 9 2 4 第 2 号
平 成 2 4 年 9 月 2 4 日

愛媛労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について（回答）

平成23年6月8日付け愛媛労発基第226号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

本件は、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

■■■■に発症した食道がんの業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成24年9月24日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

祖 父 江 友 孝

伴 信 彦

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 請求人の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 所属事業場 [REDACTED]
- (4) 傷病名 食道がん
- (5) 発症年月日 [REDACTED]
- (6) 労災請求年月日 平成23年2月18日(療養補償給付)

2 請求の趣旨

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 請求人の放射線業務の内容

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 請求人の放射線被ばく状況

(1) 外部被ばくの状況

請求人の外部被ばく線量については、フィルムバッジ又は熱蛍光線量計によって測定が行われており、その累積被ばく線量は [REDACTED] であった。(別紙1参照)

(2) 内部被ばくの状況

請求人の内部被ばくは、[REDACTED] ホールボディカウンターによって測定されており、その結果は [REDACTED] (別紙2参照)

(3) 事故的被ばくの有無

[REDACTED] からの報告並びに請求人の申し立てによると [REDACTED]

[REDACTED]

5 請求人の療養の経過

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

第2 検討会の判断

1 請求人の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

請求人の累積外部被ばく線量は、個人の被ばく管理記録より [REDACTED]

(2) 内部被ばく

請求人の内部被ばくは、個人の被ばく管理記録より [REDACTED]

(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは [REDACTED]

2 業務上外について

(1) 医学的知見について

本検討会では、放射線被ばくと食道がんの発病に関し、その関係の文献レビューを行うとともに、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の報告や国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告の内容に基づき、以下の知見をまとめた。

① 被ばく線量について

食道がんに関する個別の文献のうち、発症あるいは死亡が統計的に有意に増加する最小被ばく線量について直接的にふれた文献では、1Gy以上の被ばく群でリスクの有意な増加が認められたとしている。なお、この文献では、食道がんに関しては1Gy未満では統計的に有意な差があるとは言えないとしているが、統計的な検出力を考えると、このことは必ずしも「全く差がない」ことを意味するものではない。

一方、食道がんを含む全固形がんを対象とした文献レビューでは、被ばく線量が100から200mSv以上において統計的に有意なリスクの上昇は認められるもの

の、100mSv 未満での健康影響について言及することは困難であるとされている。

② 潜伏期間について

食道がんに関する個別の文献では、短いもので被ばくから 5 年以降で発症リスクの有意な増加が認められている。

統計的検出力の高い全固形がんを対象とした文献レビューの結果では、全固形がんの最小潜伏期間は 5 から 10 年程度であるとしている。

③ 放射線被ばく以外のリスクファクター

がんの主な原因は生活習慣や慢性感染であり、年齢とともにリスクが高まるが、食道がんでは、放射線被ばく以外に、喫煙、飲酒、熱い飲食物、野菜・果物不足がリスクファクターとして知られている。

本件の業務上外の判断は、上記の医学的知見に基づき行うことが適当である。

(2) 結論

ア 請求人に発症した疾病は、[REDACTED]での生検結果等から、食道がんと判断される。

イ 発症時期については、[REDACTED]とするのが妥当である。したがって、被ばく開始後発症までの期間は、[REDACTED]となる。

ウ [REDACTED]放射線業務開始からの被ばく線量は [REDACTED]であり、100mSv を大幅に下回る。

エ 上記(1)の医学的知見に基づき検討した結果、請求人の食道がんの発症と放射線被ばくとの間には因果関係はないものと判断する。

以上、総合的に勘案すると、請求人に発症した食道がんは、放射線業務に起因したとはいえないと判断するのが妥当である。



